

※更新年度を迎えた認定者に「更新申請書」をお送りします。

「更新申請書」が届かない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

日本精神科医学会 職種認定制度 ～認定栄養士 更新申請のご案内～

貴殿の認定栄養士 認定期間も残り1年となり、「更新年度」を迎えました。更新について下記の通りお知らせしますので、お手続きをお願い致します。

なお、更新申請は1年間の延長ができます。延長を希望される方は①氏名、②所属先、③認定番号、④更新申請の1年延長希望、をご記入の上、日精協事務局までFAX又はメールにてご連絡ください。連絡先等は「12.お問い合わせ先」をご参照ください。

また、昨年度延長された方は本年が最後の更新年度となりますので、ご注意ください。

1. 更新方法

「指定された研修会の受講」と「事例報告の提出」が必要です。

1) 認定期間内に下記①～③のいずれか1回以上と、④に1回以上出席し、修了証書を取得する。

①日本精神科医学会学術大会

②日本精神科医学会学術教育研修会「栄養士部門」

③日本精神科医学会認定栄養士研修会

④全国精神科栄養士研修会（主催：全国精神科栄養士協議会） ※必須

2) 事例報告の提出

詳細は3. 及び4. をご確認ください。

2. 提出書類

1) 更新申請書（様式1）

*申請書には前回申請時の情報が記載されています。

変更がございましたら、変更欄にてご訂正ください。

2) 写真（縦4cm×横3cm）1枚

*6ヶ月以内に撮影されたもの。

*裏面に病院名と氏名を記入してください。

3) 研修会の修了証書（写し）

*修了証書を紛失した場合は、代わりに受講記録書（様式2）をご提出ください。

4) 事例報告2例

※所属先を変更された方は異動届を同封してください。

日本精神科医学会会員 所属医療機関異動届（様式4）

3. 事例報告のテーマ

「更新申請書」に同封し、お知らせします。

4. 事例報告 作成時の注意点

- 1) 2例ともに、A4用紙2枚までとし、本文1,200字以上～2,000字以内にまとめる。
- 2) 同一テーマでの2例は不可。
- 3) パソコン（Word）で作成する（手書きは不可）。
- 4) 事例報告書には、氏名、認定番号、施設名、文字数を記入してください。書式内の項目について作成してください。

※ 文末の「事例文字数」には氏名・施設名等枠内の文字は含めず、パソコンの文字カウントで「スペースを含めない」文字数を確認する。

※ 上記1)～4)に則っていないものは、返却し再提出となります。

例：手書き、文字数不足、文字数未記入、記述項目の未記入 等

※ 日精協ホームページより該当するテーマの番号の書式（2例）をダウンロードしてください。（ホーム ⇒ 教育研修情報 ⇒ 認定栄養士 ⇒ 更新手続き）

<https://www.nisseikyo.or.jp/education/shokuba/shokuba104.php>

※ 医療現場を離れている等で事例報告の作成が困難な場合のご相談は個別に承ります。

5. 送付先（簡易書留郵便）

〒108-8554 東京都港区芝浦3-15-14

公益社団法人 日本精神科病院協会「日本精神科医学会 認定栄養士」係

6. 書類受付期間

「更新申請書」に同封し、お知らせします。

7. 更新認定審査料

認定審査料 ¥10,000

※ 申請書類の郵送から1週間以内にお振込ください。

※ 振込の際は氏名または病院名を通知してください。

※ 振込手数料は、振込人ご負担でお願いします。

銀行・支店	三菱UFJ銀行 本店
預金種別	普通預金
口座名義	シャ) ニホンセイシンカ ビョウイン キョウカイ 公益社団法人 日本精神科病院協会 ニンテイエイヨウシグチ 認定栄養士口
口座番号	0538267

8. 審査結果の通知

申請者には12月頃に審査結果を通知し、合格者には2021年3月頃に「日本精神科医学会認定栄養士証」を発送します。多少前後する可能性がありますので、ご了承ください。

- ・更新の認定期間：「認定証」に記載されます。
 - ・認定バッジの送付はありません。お手元のバッジを引き続きご使用ください。
- 不合格者には、不合格通知と申請書類を返送します。

9. 資格の停止・失効及び取り消し

1) 資格の停止・失効

- ・認定期間内（5年間）に、更新のための手続きを行わなかったとき。
- ・日本精神科医学会会員（正・準）資格を消失したとき。

2) 取り消し

日本精神科医学会認定栄養士として不適格と判断した場合。

10. 個人情報の取扱い

日本精神科医学会では、各種申込書、申請手続き等により取得した個人情報は、運営上必要な事務連絡や円滑な運営管理・統計分析のみに利用致します。なお、上記業務の一部を第三者機関に委託する場合がありますが、利用目的の範囲を超えて利用することがないように、管理・保護を徹底致します。ご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ下さい。

11. 注意事項

日本精神科病院協会 会員病院に勤務されている方は、**日本精神科医学会 正会員**です。日本精神科病院協会 会員外の保険医療機関等に勤務している方は、日本精神科医学会 準会員としてご入会が必要です。「日本精神科医学会入会（準会員）申込書」と履歴書（写真貼付）のご提出をお願いします。

※日本精神科医学会については、日精協ホームページよりご確認ください。

<http://www.nisseikyo.or.jp/igakukai>

12. お問い合わせ先

〒108-8554 東京都港区芝浦3-15-14

公益社団法人 日本精神科病院協会 日本精神科医学会 認定栄養士係

TEL：03-5232-3311 FAX：03-5232-3309

メールの場合は、日精協ホームページのメールでのお問い合わせよりご連絡ください。

▽日精協ホームページ <https://www.nisseikyo.or.jp/>